

平成21年5月18日
金融庁

「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について

金融庁では、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等を別紙のとおり取りまとめたので、公表します。

本件は、「継続企業の前提に関する注記」に係る開示について、投資者により有用な情報を提供する観点から国際会計基準等との整合性を踏まえ、平成21年4月20日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第27号)」が公布、施行されたこと等に伴い、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等について所要の改正を行うものです。

改正の概要は以下のとおりです。

1. 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の改正

従来は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合に、四半期財務諸表(中間財務諸表)において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めていましたが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるときに、四半期財務諸表(中間財務諸表)において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めるための改正を行います。

具体的な注記事項は以下のとおりです。

- (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- (4) 当該重要な不確実性の影響を四半期財務諸表(中間財務諸表)に反映しているか否かの別

※上記改正を踏まえ、「『四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」(四半期財務諸表等規則ガイドライン)等についても所要の改正を行います。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

四半期報告書(半期報告書)の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、以下の記載を求めるための改正を行います。

(1) 「事業等のリスク」

提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下「重

要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容を記載します。

(2) 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」

「事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に記載します。

※上記改正を踏まえ、「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)等についても所要の改正を行います。

3. その他内閣府令等の改正

上記1. 及び2. の改正を踏まえ、銀行法施行規則その他の内閣府令について、所要の改正を行います。

(施行日)

公布の日から施行します(平成21年6月30日以後に終了する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表(四半期報告書)等から適用します)。

※第1、第2、第3四半期のいずれの四半期に係る四半期財務諸表(四半期報告書)であっても適用します。

具体的な内容及び規制の事前評価書については(別紙1)～(別紙12)を御参照ください。

※平成21年5月19日に「『中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について』(公開草案)の公表について」を公表していますので、併せて御参照ください。

この案について御意見がありましたら、平成21年6月17日(水)17:00(必着)までに、氏名又は名称、住所、所属及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

なお、いただいた御意見につきましては、氏名又は名称を含めて公表させていただく場合があるほか、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

ご意見の募集は終了しました。ご協力ありがとうございました。

御意見の送付先

金融庁総務企画局企業開示課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

ファックス：03-3506-6266

ホームページ・アドレス：<http://www.fsa.go.jp/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- (別紙1)～(別紙6)、(別紙11)、(別紙12)について
総務企画局企業開示課(内線3672、3669)
- (別紙7)、(別紙10)について

監督局保険課(内線3486)

- (別紙8)、(別紙9)について
総務企画局信用制度参事官室(内線3570、3568)・・・「別紙様式」以外
監督局総務課(内線3313)・・・(別紙8)の「別紙様式」

-
- (別紙1)  四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正(案)
(PDF:65K)
- (別紙2)  四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正(案)
(PDF:62K)
- (別紙3)  中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正(案)
(PDF:65K)
- (別紙4)  「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する
留意事項について(四半期財務諸表等規則ガイドライン)等の一部改正(案)
(PDF:110K)
- (別紙5)  企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(案)(PDF:90K)
- (別紙6)  企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の
一部改正(案)(PDF:97K)
- (別紙7)  船主相互保険組合法施行規則の一部改正(案)(PDF:90K)
- (別紙8)  銀行法施行規則の一部改正(案)(PDF:241K)
- (別紙9)  長期信用銀行法施行規則の一部改正(案)(PDF:69K)
- (別紙10)  保険業法施行規則の一部改正(案)(PDF:197K)
- (別紙11)  四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正す
る内閣府令附則(案)(抄)(PDF:55K)
- (別紙12)  規制の事前評価書(PDF:86K)
-

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2009 金融庁 All Rights Reserved.

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正案	現行
（継続企業の前提に関する注記） 第二十一条 四半期貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、四半期貸借対照表日後において、重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 四 当該重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しているか否かの別	（継続企業の前提に関する注記） 第二十一条 四半期貸借対照表日において債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応 四 当該重要な疑義の影響を四半期財務諸表に反映しているか否か

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改正案	現行
（継続企業の前提に関する注記） 第二十七条 四半期財務諸表等規則第二十一条の規定は、四半期連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「四半期貸借対照表日」とあるのは「四半期連結決算日」と、同条第四号中「四半期財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。	（継続企業の前提に関する注記） 第二十七条 四半期連結決算日において債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。 - 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 - 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在 - 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応 - 四 当該重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表に反映しているか否か

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
（継続企業の前提に関する注記） 第五条の十八 中間貸借対照表日において、企業が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、中間貸借対照表日後において、重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。 - 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 - 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 - 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 - 四 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別	（継続企業の前提に関する注記） 第五条の十八 中間貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。 - 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 - 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在 - 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 - 四 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

○ 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
21 規則第21条に規定する継続企業の前提に関する注記については、次の点に留意する。 1 (略) 2 財務諸表等規則ガイドライン8の27-2及び8の27-3の取扱いは、継続企業の前提に関する注記に準用する。 3 前事業年度の財務諸表において財務諸表等規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が四半期貸借対照表日において認められる場合には、四半期貸借対照表日までの期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載することに留意する。(削る) 4 規則第21条第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、前会計期間(前事業年度又は前四半期会計期間をいう。この4において同じ。)の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性があつた場合又は前会計期間の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかつたものの、当四半期会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなつた場合には、少なくとも翌四半期会計期間の末日までを対象とした対応策を記載する必要があることに留意する。 5 四半期貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、四半期会計期間が属する事業年度(当該四半期会計期間以前の期間を除く。)以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第8条に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。(削る)	21 規則第21条に規定する継続企業の前提に関する注記については、次の点に留意する。 1 (略) 2 財務諸表等規則ガイドライン8の27-2の取扱いは、継続企業の前提に関する注記に準用する。 3 前事業年度の財務諸表において財務諸表等規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が四半期貸借対照表日において存在する場合には、四半期貸借対照表日までの期間における当該事象又は状況の変化も含めて記載することに留意する。 4 四半期貸借対照表日において存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が四半期貸借対照表日後に解消又は大幅に改善した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載することに留意する。 5 規則第21条第3号に規定する経営者の対応については、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在した場合で、当四半期会計期間末までに当該事象又は状況が特段の変化がない場合には、少なくとも当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの経営者の対応を、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化があつた場合、あるいは、前事業年度末において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在しなかつたものの、当四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が新たに発生した場合には、少なくとも当該四半期会計期間の四半期貸借対照表日の翌日から1年間の経営者の対応を記載する必要があることに留意する。 6 四半期貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、四半期会計期間が属する事業年度(当該四半期会計期間以前の期間を除く。)以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第8条に規定する後発事象に該当することに留意する。 7 規則第21条第3号に規定する経営者の対応には、重要な疑義を解消するための経営計画がある場合にはその内容、重要な疑義を解消するための経営計画がない場合には経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが合理的と判断した理由が含まれる。なお、後者の場合においても、債務超過であるときや重要な債務の不履行等の可能性が高いときには、当該事由の解消の見通し等を記載することに留意する。

○ 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
51 財務諸表等規則ガイドライン58 の取扱いは、規則第51条に規定する偶発債務の注記について準用する。	52 財務諸表等規則ガイドライン58 の取扱いは、規則第52条に規定する偶発債務の注記について準用する。

○ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
5の18－2 財務諸表等規則ガイドラインの27－2及び8の27－3の取扱い は、規則第5条の18に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。	5の18－2 財務諸表等規則ガイドラインの27－2の取扱いは、規則第5条の18に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。
5の18－3 規則第5条の18の注記において、前事業年度の財務諸表において財務諸表等規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が中間貸借対照表日において存在する場合には、中間貸借対照表日までの期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載することに留意する。	5の18－3 規則第5条の18の注記において、前事業年度の財務諸表において財務諸表等規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が中間貸借対照表日において存在する場合には、中間貸借対照表日までの期間における当該事象又は状況の変化も含めて記載することに留意する。
(削る)	5の18－4 規則第5条の18の注記において、中間貸借対照表日において存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が中間貸借対照表日後に解消又は大幅に改善した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載することに留意する。
5の18－4 規則第5条の18第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、前事業年度の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に大きな変化がある場合又は前事業年度の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当中間会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなった場合には、少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日までの期間を対象とした対応策を記載することに留意する。	5の18－5 規則第5条の18第3号に規定する経営者の対応及び経営計画については、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に特段の変化がなければ、少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日までの経営計画等を、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化がある場合、あるいは、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していなかったものの、当中間会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生した場合については、少なくとも当中間会計期間の中間貸借対照表日の翌日から1年間の経営計画等を記載することに留意する。
5の18－5 中間貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第5条の2に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。	5の18－6 中間貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第5条の2に規定する後発事象に該当することに留意する。

○ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
17の14 「中間財務諸表等規則ガイドライン5の18-1から5の18-5までの取扱い」は、規則第17条の14に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。	17の14 「中間財務諸表等規則ガイドライン5の18-1から5の18-6の取扱い」は、規則第17条の14に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案		現 行
第四号の三様式		第四号の三様式
【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略) 第一部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1 (略) 2 【事業等のリスク】 (9-2) 3・4 (略) 第3～第5 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(9) (略) (9-2) 事業等のリスク a. 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー））。(11)のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。 b. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実（(11)において「重要事実等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。 c. 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。 (10) (略) (11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a. この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）におけるセグメント情報ことこの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。 (b)・(c) (略) b. 「2 事業等のリスク」において、重要事実等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事実等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。		【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略) 第一部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1 (略) (新設) 2・3 (略) 第3～第5 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(9) (略) (新設) (11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a. この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）におけるセグメント情報ことこの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。 (b)・(c) (略) (新設)

$\frac{c}{(12) \sim (37)}$ (略)	$\frac{b}{(12) \sim (37)}$ (略)
--------------------------------	--------------------------------

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案		現 行
第五号様式		第五号様式
【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) 第一部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1～3 (略) 4 【事業等のリスク】 (11～2) 5・5 (略) 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (13～2) 第3～第6 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(11) (略) (11～2) 事業等のリスク a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号及び中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。(13～2)のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。 b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実(13～2)のbにおいて「重要事実等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。 c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。 (12)・(13) (略) (13～2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 b 「4 事業等のリスク」において、重要事実等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事実等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。 (14)～(45) (略)		【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) 第一部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1～3 (略) (新設) 4・5 (略) (新設) 第3～第6 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(11) (略) (新設) (12)・(13) (略) (新設) (14)～(45) (略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
第九号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略) 第一部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1 (略) 2【事業等のリスク】 (12-2) 3・4 (略) 第4～第7 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(12) (略) (12-2) 事業等のリスク 第四号の三様式記載上の注意 (9-2) に準じて記載すること。 (13)～(29) (略)	第九号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略) 第一部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1 (略) (新設) 2・3 (略) 第4～第7 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(12) (略) (新設) (13)～(29) (略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) 第一部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1～3 (略) 4【事業等のリスク】(14-2) 5・5 (略) 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(16-2) 第4～第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(14) (略) (14-2) 事業等のリスク 第五号様式記載上の注意 (11-2) に準じて記載すること。 (15)・(16) (略) (16-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 第五号様式記載上の注意 (13-2) に準じて記載すること。 (17)～(34) (略)	第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) 第一部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1～3 (略) (新設) 4・5 (略) (新設) 第4～第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(14) (略) (新設) (15)・(16) (略) (新設) (17)～(34) (略)

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成１１年４月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
B 個別ガイドライン I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン 1 開示府令第二号様式記載上の注意(33) a、第四号の三様式記載上の注意(9-2) a及び第五号様式記載上の注意(11-2) aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。 (1)～(11) (略) 2 開示府令第二号様式記載上の注意(33) b、第四号の三様式記載上の注意(9-2) b及び第五号様式記載上の注意(11-2) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。 このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。 (1)～(20) (略) II 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン 開示府令第二号様式記載上の注意(36) b、第四号の三様式記載上の注意(11) b及び第五号様式記載上の注意(13-2) bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が詳じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これに限るものではないことに留意する。）。 (1)～(4) (略)	B 個別ガイドライン I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン 1 開示府令第二号様式記載上の注意(33) aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。 (1)～(11) (略) 2 開示府令第二号様式記載上の注意(33) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。 このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。 (1)～(20) (略) II 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン 開示府令第二号様式記載上の注意(36) bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が詳じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これに限るものではないことに留意する。）。 (1)～(4) (略)